**平成２１年（フ）第４９３号**
大阪市東成区神路１丁目９番20号、開始決定時の住所大阪市東成区東今里２丁目４番29号
破産者　将輝ゴム工業こと　宮本　　募
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７０９号**
大阪市東成区中本３丁目６番17号オークコートアネックス102号
破産者　山本博正こと　金　　博幸
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第１１０７号**
大阪府柏原市大字高井田1579番地の５
破産者　嶋本　謙介
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第１１３３号**
大阪府交野市幾野１丁目10番312号
破産者　都築　一雄
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第１８４５号**
大阪市生野区生野東４丁目４番12号
破産者　木田太佳子
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第２１１６号**
奈良県北葛城郡広陵町大字南267番地、前住所大阪府豊能郡豊能町光風台５丁目15番地７
破産者　横田　悦子
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第２４３０号**
大阪府河内長野市千代田台町１番８―107号
破産者　笠原　勝則
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第２８１３号**
大阪府四條畷市中野本町18番13号
破産者　寺田　昌弘
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第２７９号**
兵庫県姫路市飾磨区下野田４丁目530番地
破産者　隅埜　秀代（旧姓後藤・吉田）
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２０年（フ）第１３７号**
兵庫県豊岡市法花寺292番地の２
破産者　佐々木　勉
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２１年（フ）第８号**
松江市山代町964―１第二山代団地３号棟３―305号室、住民票上の住所松江市矢田町136番地７
破産者　田尻　輝子
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５２号**
松江市竹矢町1393番地３
破産者　岸本　寛子
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

**平成１９年（フ）第１９１号**
高知県高知市瀬戸南町１丁目８番５―１号
破産者　武田　末男
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

**平成２０年（フ）第４０３２号**
札幌市中央区南30条西10丁目１番５―635号
破産者　松田　俊之
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２０年（フ）第４９４号**
青森県むつ市本町３番６号　本町レジデンス、破産手続開始決定時の住所青森県むつ市昭和町16番45号
破産者　鍋谷　　清
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第９７２号**
神奈川県横浜市金沢区並木１丁目２番２―908号、開始決定時の住所神奈川県横浜市泉区中田西１丁目６番19号　カーサビアンカ302
破産者　伊澤　智之
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２８号**
神奈川県相模原市南台３丁目８番７号　サンビレッジ南台201
破産者　姉帯　亮一
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２１年（フ）第１８２号**
神奈川県相模原市富士見５丁目６番６―305号
破産者　茅房　信弘
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成１９年（フ）第１４５号**
新潟県村上市北中1028番地１
破産者　齋藤　定利
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部